日常生活用具の種目及び性能等

	種 目	障害及び程度	性能等	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用 具	特殊寝台		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原 則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度 を個別に調整できる機能を有するもの。		154,000円
	特殊マット			5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 自力排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人 の介助を要する者に限る。) 上記障害と同程度の難病患者等	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82, 400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族 等他人の介助を要する者に限 る。) 寝たきりの状態にある難病患者 等		5年	15,000円
	移動用リフト	の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)		159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	原則として付属テーブルをつけるものとす る。	5年	33, 100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上 下肢又は体幹機能に障害のある 難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159, 200円
	浴槽(給沸器を含む)	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	91,000円
	浴槽(個別給付)	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	58,300円
	給沸器(個別給付)	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	50,000円
自立生活 支援用具	入浴補助用具	て、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水 等を補助でき、障害者が容易に使用し得る もの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴 うものを除く。		90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 常時介護を要する難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 (手すりをつけた 場合5,400円加 算)

	犬・棒状のつえ	機能障害者 上記障害と同程度の難病患者等	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、 片側の使用のみで歩行が十分な場合に利用 するもの。 A 主体一木材 (十分な強度を有す るもの) 外装一ニス塗装 B 主体一軽金属 外装一塗装なし		合は、422円(全面 夜光は、1,236円)増 しとする。 外装に白色又は使用 した場合は267円 増しとする。 A 2,266円 B 3,090円
移動・	• 移乗支援用具	障害を有し、家庭内の移動等に おいて介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、 スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえ たものであって、必要な強度と安定性を有 するもの イ 転倒予防、立上がり動作の補助、移乗 動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年	60, 000円
頭部份	呆護帽	機能障害者であって、歩行困難や歩行不安定である者	A スポンジ、革を主材料に製作B スポンジ、革、プラスチックを主材料	3年	(レディメイド による製品は下 記の80%以内の 額) A 15,656円 B 37,852円
特殊仍	更器	上肢障害2級以上、療育手帳A 判定又は同等以上 上肢機能に障害のある難病患者 等	障害者が容易に使用し得るもの。	8年	83, 160円
電磁訓	周理器	視覚障害2級以上(視覚障害者 のみの世帯及びこれに準ずる世 帯)、療育手帳A判定又は同等 以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41, 000 P.
音声為	キッチンスケール	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	28,000円
歩行時送信機	寺間延長信号機用小型 幾	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
聴覚障	章害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) 上記障害と同程度の難病患者等	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87, 400円

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連 続携行式腹膜灌流法 (CAP D)による透析療法を行う者 上記障害と同程度の難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同 軽度の身体障害者であって、必 要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者 等	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	56, 400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法 を行う者 上記障害と同程度の難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
	音声血圧計	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	10,000円
	視覚障害者用体温計	視覚障害2級以上(視覚障害者 のみの世帯及びこれに準ずる世 帯) 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者 のみの世帯及びこれに準ずる世 帯) 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円
	発電機			10年	110,000円
	人工呼吸器用バッテリー	程度の身体障害者であって、必 要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者 等	使用している人工呼吸器専用のバッテリー (別売りの充電器及びインバーター等を含 める)。 医師の意見書で人工呼吸器の使用を確認す る。 ※基準額以内ならば複数台申請可能。	5年	100,000円
	外部バッテリー (ポータブル電源を含む)			5年	50,000円
	動脈血酸素飽和度測定装置 (パルスオキシメーター)		障害者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍が測定できるもの (呼吸器機能障害以外の者は診断書により必要と認められる者)	6年	72,000円

情報·意 思疎通支 援用具	携帯用会話補助装置		携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
	テレビが聞けるラジオ	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	29,000円
	情報通信支援用具	上肢障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上 上記障害と同程度の難病患者等	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺 機器やアプリケーションソフトであって、 これらの使用により社会参加が見込まれる もの。	6年	150,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重 複障害者(原則として視覚障害 2級以上かつ聴覚障害2級)の 身体障害者であって、必要と認 められる者 上記障害と同程度の難病患者等		6年	383, 500円
	点字器	視覚障害者 上記障害と同程度の難病患者等	標準型 A 32マス18行、両面書 真鍮板製 B 32マス18行、両面書 プラスチック製	7年	点筆を含む A10,712円 B 6,798円
			携帯用 A 32マス4行、片面書 アルミニューム製 B 32マス12行、片面書 プラスチック製	5年	点筆を含む A7, 416円 B1, 699円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労 若しくは就学しているか又は就 労が見込まれる者に限る。) 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	63, 100円
	視覚障害者用ポータブルレ コーダー	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
	音声ICタグレコーダー	視覚障害者2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	タグに音声が録音でき、容易に物品の識別 が音声によりできるもの。	6年	62, 790円

R・意 視覚障害者用活字文書読上 原通支 げ装置 具	視覚障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円
視覚障害者用読書器		視覚に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	8年	198, 000円
視覚障害者用時計	視覚障害3級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 上記障害と同程度の難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
聴覚障害者用通信装置	しい障害を有する者であって、	一般の電話に接続することができ、音声の 代わりに、文字等により通信が可能な機器 であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年	71, 000 F
聴覚障害者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	88, 900Г
人工喉頭	喉頭摘出により音声機能を喪失 した障害者 上記障害と同程度の難病患者等	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニー	4年	5,150円 気管カニューレ付 とした場合は 3,193円増しとす る
		電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的 に音源を口腔内に導き構音化するもの。 (付属品 電池・充電器)	5年	72,203円 電池又は充電器を 含む
点字図書	主に、情報の入手を点字によっ ている視覚障害者 上記障害と同程度の難病患者等	点字により作成された図書。	_	点字図書価格と一 般図書購入価格相 当額の差額相当分 とする
人工内耳スピーチプロセッサ(買替え)	術を受けている者で医療保険の	耳にかけたマイクから拾った音を電気信号 にかえ、内耳の電極に無線で送るもので、 障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	350,000円 (電池、充電池及 び充電器等付属品 を含む)
人工内耳スピーチプロセッ サ用電池	聴覚障害により人工内耳埋込手 術を受けている者で医療保険の 適用となる体外装置装用後1年 を経過しているもの 質替えにより体外装置を新たに 装用した者にあっては、その装 用後1年を経過しているもの 上記障害と同程度の難病患者等		1年	30,000円 (電池、充電池及 び充電器)

排泄管理	ストーマ装具	ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋とする(ラテックス製またはプラスチックフィルム製)及び付属品とする。 ※付属品(皮膚保護ペースト/パテ、皮膚保護ペウダー、皮膚保護のカニーベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚皮膜剤(スキンがリア)、レッグバッグ(下肢装着用蓄尿袋)、ナイトドレッジバッグ(夜間用蓄尿袋)、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、穴あけ専用はさみ、消臭剤等)	_	月額 (付属品を含む) ・消化器系 8,858円 ・尿路系 11,639円
	紙おむつ等	高度の排便機能障害者 脳原性運動機能障害かつ意思表 示困難者 高度の排尿機能障害者 体幹機能障害2級以上 上記障害と同程度の難病患者等	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛 生用品	_	月額 (付属品を含 む)12,360円
	収尿器		男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装 置をつけたもの(ラテックス製又はゴム 製) A 普通型 B 簡易型 女性用	1年	A7, 931円 B5, 871円 A8, 755円
			A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	- 1	B6,077円 簡易型は採尿袋20 枚を1組とする
住宅改修	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者又は視覚障害2級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 ※身体の状況、住宅の状況等を	(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための	1 回限り	200,000円

- (注) 1 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱う ものとする
 - 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
 - 3 収尿器については、収尿器を清潔に保たなければならない時は、2個給付できる。